

「民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局参事官室

「民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」に関する御意見の募集を下記要領にて行ったところ、2通の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見の概要を別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

御協力ありがとうございました。

記

1. 実施期間

令和7年12月6日（土）から令和8年1月6日（火）まで

2. 意見提出の方法

電子メール、郵送、FAX

【本件に関するお問い合わせ先】

法務省民事局参事官室

TEL：03-3580-4111（内線5894）

「民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行及び  
民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の  
整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」  
に関する意見募集の結果について

第1 意見数・・・2通

第2 意見の概要及び意見に対する当省の考え方

意見の概要	意見に対する考え方
<p>意見1 電磁的訴訟記録に記録されている事項の裁判所書記官による証明については、民事訴訟法第91条の2第3項は少なくとも2通りの方法（書面の交付と電磁的記録の提供）を定める。しかし、改正案で電磁的記録の提出を認めているのは不動産登記令及び事業性融資の推進等に関する法律施行令に限られる。しかも、後者は準用不動産登記法による登記であるなら、実質的には不動産登記関係しか明文化されないと云える。情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第6項の「原本を確認する必要があるもの」に関して主務省令で定める行政機関が必要を認めなければ電磁的記録の提出も認められる可能性もあるが、もし現時点では未定というなら、これも消極的な状況なのは政府部門間の連携不足ではないか。登記所が電磁的記録の提出を認めるのに、他省庁が認められないとすれば何が原因か、抜本的な検討が必要と思われる。</p>	<p>本政令案は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行等に伴い必要な規定の整備を行うものです。</p> <p>電磁的記録の提出を認めるか否かは、各手続を所管する省庁においてその手続の実情等に照らして検討されたものであり、現段階では、本政令案において、一律に電磁的記録の提出を認めることとするは相当でなく、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>意見2 行政官庁は実際の裁判書類についても確認するようにすべきと考える。</p>	<p>御意見として承りました。</p>